

1. 地方公会計改革について

地方公会計改革は、平成 18 年 8 月に総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（地方行革新指針）」において「新地方公会計制度研究会報告書」に基づき、普通会計ベース及び連結ベースの財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）の作成・公表に取り組むこととされており、当市では平成 20 年度決算から作成・公表しています。

2. 洲本市の財務書類について

(1) 平成 28 年度決算まで ～総務省方式改訂モデルによる財務書類～

平成 18 年 8 月の「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（総務事務次官通知）」により、「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の 2 つの財務書類作成の方式が示され、当市では決算統計情報を活用する「総務省方式改訂モデル」に基づき、財務書類を作成・公表してきました。

(2) 平成 29 年度決算から ～統一的な基準による財務書類～

平成 27 年 1 月に総務省より「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（総務大臣通知）」が示され、全ての地方公共団体において「統一的な基準」により財務書類を作成するよう要請されました。そのため、当市でもこの要請を受け、企業会計的手法を取り入れた発生主義・複式簿記として、歳入・歳出の現金取引のみならず、すべてのフロー情報や、ストック情報を把握できるよう見直し、平成 29 年度決算から日々仕訳にて「統一的な基準」による財務書類を作成・公表しています。

3. 「統一的な基準」への主な変更等

(1) 固定資産台帳の整備

「総務省方式改訂モデル」では、決算統計などの既存の資料の数値を使用して、固定資産を評価し、財務書類を作成していましたが、「統一的な基準」では、財務書類作成のための補助簿として、所有する全ての固定資産の情報について記載した固定資産台帳を整備しました。これにより、1 資産単位ごとに取得価額や耐用年数等の正確な情報を備えることとなり、取得から除売却処分に至るまでの経緯を個々の資産ごとに管理することが可能になりました。

また、固定資産台帳は将来的に公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等への活用においても利用可能なものとなります。

(2) 歳入歳出データ等による複式仕訳の導入

「総務省方式改訂モデル」では、決算統計などの既存の資料の数値を使用して、財務書類の各科目の金額を算出しておりましたが、「統一的な基準」では、歳入歳出データ（個別の伝票データ）や各種原簿・台帳などから複式簿記に準じた仕訳を行い、作成した各会計帳簿から誘導的に財務書類を作成しております。

個別の伝票データに対してそれぞれ仕訳を付与することで、予算科目単位等で集計した金額を用いた仕訳とは異なり、詳細な仕訳が可能となったため、従来よりも正確なコスト情報等の把握が可能となりました。

(3) 財務書類4表の様式及び各科目の変更

「統一的な基準」では、財務書類4表の様式及び各科目が見直され、官公庁会計独自の科目を残しつつも、より企業会計の財務諸表に近いものとなりました。これにより、従来よりも可読性が向上し、市民のみなさまにより理解しやすい内容になりました。

また、「統一的な基準」による財務書類の作成は、全国の地方自治体に要請されていることから、「総務省方式改訂モデル」や「基準モデル」など複数の基準が混在していた従来よりも団体間の比較可能性の向上が期待されます。

4. 財務書類4表

(1) 貸借対照表【BS : Balance Sheet】

貸借対照表とは、基準日時点における財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を示したものです。

(2) 行政コスト計算書【PL : Profit and Loss statement】

行政コスト計算書とは、会計期間中の費用や収益の取引高を示したもので、民間企業の「損益計算書」にあたるものとなります。

(3) 純資産変動計算書【NW : Net Worth statement】

純資産変動計算書とは、会計期間中の純資産（及びその内部構成）の変動を示したもので、民間企業の「株主資本等変動計算書」にあたるものとなります。

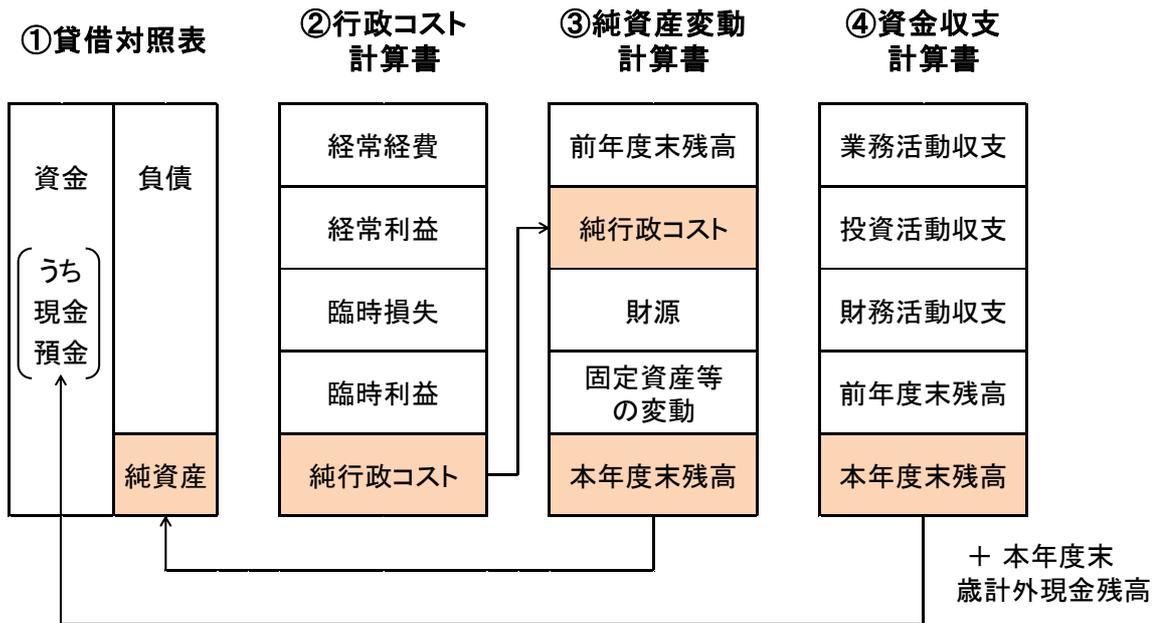
(4) 資金収支計算書【CF : Cash Flow statement】

資金収支計算書とは、会計期間中の資金収支の状態（資金利用状況や資金獲得能力）を示したもので、民間企業の「キャッシュ・フロー計算書」にあたるものとなります。

5. 財務書類の相互関係

財務書類は、①貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書の4つの表から構成されており、以下の図のように、相互に関係しています。

【財務書類4表構成の相互関係】



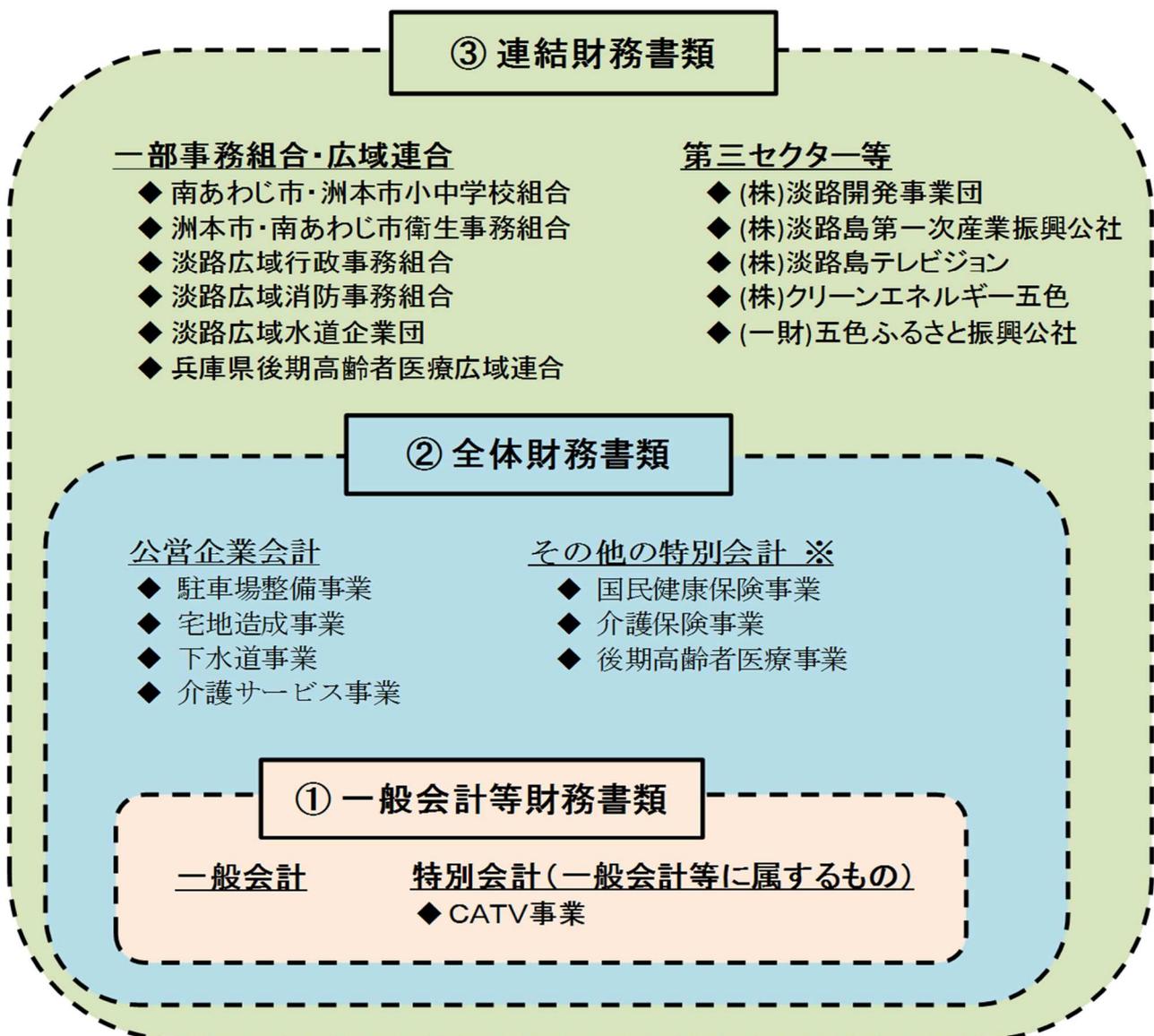
- (1) 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末資金残高に本年度末歳計外資金残高を加えたものと対応します。
- (2) 貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の本年度末純資産残高と対応します。
- (3) 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。

6. 財務書類の作成基準

財務書類は、①一般会計等財務書類、②全体財務書類、③連結財務書類として、3つの範囲で作成しており、各財務書類の対象となる範囲は以下の図のようになります。

また、作成基準日は、会計年度末（3月31日）としており、当該年度の出納整理期間（4月1日～5月31日）における収支は、作成基準日までに決済したものと整理します。

洲本市の連結対象範囲



※「その他の特別会計」とは、一般会計等に属せず、公営企業に係らない特別会計